

6 建設業の支援制度

6_1 建設産業における新卒者・若年者の採用に向けて



学生はこんな情報に注目しています！
さらなる処遇改善を目指しましょう。



学生や企業を対象としたアンケート等を通じて見えてくる「若者が働きたい」と感じる要素として重視しているのは、次のような点です。

- 仕事のやりがいを感じるか
- 給与の安定性や労働時間、福利厚生(休暇が取りやすいか)など
- 人間関係がよいか、フォロー体制があるか
- キャリアアップ(資格取得等)ができるか



学校との関係を構築し、
先生や生徒さんたちに企業を知ってもらいましょう。



学校には、全国から数多くの求人情報が寄せられますが、就職担当の教職員は、必ずしも就職活動や個別企業の知識が豊富なわけではありません。

先生や生徒の目に止まるためには、就職活動の時期のみならず、ふだんから学校を訪問し、企業の特徴や、採用したい人物像、今後の採用計画などを学校側に伝え、お互いの信頼関係を構築することが有効です。

ただし、就職活動には、決められたスケジュールがありますので、注意が必要です。

大学・高専等の就職活動の流れ（※令和5年度の場合）

- 広報活動開始：卒業(修了)年度に入る直前の3月1日以降
- 採用選考活動開始：卒業(修了)年度の6月1日以降
- 正式内定日：卒業(修了)年度の10月1日以降

※ 求人情報やインターンシップ（アルバイト含む）の案内を、学内のネットワークを通じて学生に周知する体制を取ることが可能な大学・高専もありますので、ぜひ活用しましょう。

◆建設産業担い手コーディネーターのご紹介

(一社)宮崎県建設業協会には、建設産業に担い手確保を目的として、建設産業担い手コーディネーターが設置されています。

担い手確保に関するお困り事、御質問等がありましたら、下記連絡先まで、気軽にお問い合わせください。

【コーディネーターの主な役割】

- ・建設企業や教育機関（高等学校・大学など）の巡回、情報提供
- ・建設企業からの相談・助言
- その他、高校生等に建設産業や企業の魅力等を伝える取組 など

【コーディネーター連絡先】

問 (一社)宮崎県建設業協会 ☎0985 (22) 7171 建設産業担い手コーディネーター 有馬

◆高校生の就職支援コーディネーター窓口のご紹介

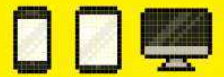
上記の建設産業担い手コーディネーターとは別に、県内の教育機関には、高校生の県内就職の促進等を目的として、各地域に就職支援コーディネーターが配置されており、インターンシップなど、企業と学校との接点づくりに取り組んでいますので、ぜひともご活用ください。

区分	エリア	拠点校	問合せ先(※)	コーディネーター	担当高校
県立	西白杵 延岡	延岡工業	☎ 0982 (33) 3323	各1名	高千穂、五ヶ瀬、延岡工業、延岡商業、延岡青朋、延岡、延岡星雲
	東白杵 日向	日向工業	☎ 0982 (57) 1411		門川、富島、日向工業、日向
	西都 児湯	妻	☎ 0983 (43) 0005		都農、妻、高鍋農業、高鍋、本庄
	宮崎北部	佐土原	☎ 0985 (73) 5657		佐土原、宮崎商業、宮崎海洋、宮崎東、宮崎大宮、宮崎北
	宮崎南部 宮崎南	宮崎工業	☎ 0985 (51) 7231		宮崎工業、宮崎農業、宮崎南、宮崎西、日南振徳、日南、福島
	都城東部	都城工業	☎ 0986 (22) 4349		都城農業、都城工業、都城商業、高城
	都城西部 小林・えびの	小林秀峰	☎ 0984 (23) 2252		都城泉ヶ丘、都城西、小林秀峰、飯野、小林
私立	県央 県南	国立大学法人宮崎大学 産学・地域連携センター 地域人材部門「Capa+」(キャパプラス) ☎ 0985 (58) 7868	各1名	日向学院、宮崎学園、宮崎日本大学、宮崎第一、日章学園、鵬翔、日南学園	
	県北			聖心ウルスラ、延岡学園	
	県西			都城、都城聖ドミニコ学園、都城東、小林西	

※各拠点校の代表電話となっています。訪問や連絡の際は、「就職支援エリアコーディネーター」で呼び出してください。

宮崎県の
未来を担う
皆さまへ

コンテンツが増えてさらにパワーアップ!
建設産業魅力発信サイト



スマホ・タブレット・PCから
今すぐアクセス!

ビルミヤ

Build Miyazaki



https://build-miyazaki.jp

ビルミヤ

01

充実の Web 記事で
現場のリアルが見えてくる!

活躍する UIJ ターン人材。
移住後の生活はどう?



特集
NEW

UIJ ターン × 建設業

住む場所が変わっても培ってきた技術や経験を活かせるステージが建設業界にはあります。仕事もプライベートも自分らしく! そんな“ひなた暮らし”を送る移住者の生の声をお届けします。



01



「建設ディレクター」って?
業界はどう変わる?

建設ディレクターがもたらす変革

特集
NEW

働き方改革 × 建設業

ITとコミュニケーションスキルでバックオフィスから現場を支える「建設ディレクター」。この新しい職種の登場によって、建設業界はどう変わってゆくのか? そのありのままを紐解きます。



その他にも

“もっと知りたい”がかなう
コンテンツ & 機能がたくさん!

- ★ 企業紹介 **100**社以上掲載中!
 - ★ 教えて先輩! Q&A
 - ★ 学校紹介 ★ 豊富な職種紹介
- etc...

創ろう未来
残そう形で。

02

より解像度の高い
宮崎の建設業の「今」

をお届け!

最新の TOPIC を
ササッと探せる
検索機能付き!



NEW ビルミヤ
MAGAZINE

建設産業で今一番HOTな話題をお届けするニューコンテンツ! 各種イベント情報や、普段は知ることもできない建設現場や県内建設企業のアレコレを随時発信します。

NEW ビルミヤ
CHANNEL

動画でよりわかりやすく
魅力を発信!

建設産業の魅力をさらにわかりやすく、広く発信するために、県庁職員が自ら発信するYouTubeチャンネルをご紹介します。



03

先輩方の“生の声”から
やりがいや仕事内容
がわかる!

建設業界でさまざまな職種に従事する先輩方に、仕事内容、苦勞するポイントや「やりがい」、一日のスケジュールなどを伺ったインタビューを公開しています。

ビルミヤ CHANNELで
ショート動画も公開中!



お問い合わせ

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業振興担当

0985-26-7169 kanri@pref.miyazaki.lg.jp

オープンキャンパス開催！！

8月19日(月)20日(火)21日(水)

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・造園・溶接・パソコン関係等、1年間で最高15種類の資格取得が可能
(測量士補、大型特殊、情報処理、ドローンライセンスなど)
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)



プログラム

- 時間 10:30~12:00
- 場所 宮崎県産業開発青年隊 (宮崎市清武町)
- 体験内容
- 青年隊概要説明
 - 施設案内
 - 建設機械試乗・測量体験など
 - ランチ体験 (無料-平日のみ)
- *申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！



※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。

73年の伝統を誇る

宮崎県産業開発青年隊



指定管理者(学校法人 宮崎総合学院)

889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241 ke-center@msg.ac.jp

従業員の資格取得や講習等受講に要する経費を負担している建設関連企業の皆様へ。

その経費の一部を助成します！



宮崎県建設産業 キャリアアップ支援事業



年齢制限はありません！
また、法令上必要な各種講習等も対象になりました！



①対象となる場合

宮崎県内に本店がある

- ・建設業者（建設業許可を有すること）
 - ・建設関連業者（国・県への登録があること）の事業所にお勤めの方が、
- ③の資格や講習を受講する際、**会社がその経費を負担している**場合。

②助成対象経費

常勤の事業主・役員及び従業員が③に掲げる資格を取得する場合、
または講習等を受講する場合に要する経費（受験料等）

※注1）受験は令和6年4月1日～令和7年2月28日までです。

※注2）交通費・宿泊費等は除きます。

※注3）消費税・地方消費税は対象外です。

③助成対象資格等



【資格の例】

- (1) 施工管理技士(技士補含む)
- (2) 建築士
- (3) 技術士
- (4) 電気工事士
- (5) 電気主任技術者
- (6) 電気通信主任技術者
- (7) 給水装置工事主任技術者
- (8) 消防設備士
- (9) 技能士（建設工事に関連するものに限る）
- (10) 登録基幹技能者
- (11) 測量士・測量士補
- (12) 不動産鑑定士
- (13) 土地家屋調査士
- (14) RCCM
- (15) コンクリート診断士
- (16) その他

【講習等の例】

- (1) 建設産業における作業等の従事に当たって法令上必要となる各種講習等
玉掛け／小型移動式クレーン運転／足場の組立て等／型枠支保工の組立て等／
地山の掘削及び土止め支保工／高所作業車運転／不整地運搬車運転／
木造建築物の組み立て等／車両系建設機械運転 等
（県の実施する研修や、資格を維持するために必要な講習等は対象外）
- (2) 建設工事のICT化に資する研修

④助成額等



助成対象経費の1／2以内（一人当たり上限額5万円）

※注1）1事業者当たり3名以内（女性を含む場合は4名以内）です。

※注2）同一の受験・受講に関し、他の助成金・給付金等を受給できません。

※注3）資格試験等を受験（可否は不問）または講習受講等することが必須です。

※注4）助成金の交付は申請受付順とし、予算額を上回った時点で終了します。

⑤受付等

令和6年6月3日（月）から令和7年2月28日（金）

（持参の場合の受付時間：平日9:00～12:00及び13:00～17:00）

（郵送の場合は簡易書留以上の方法に限る。締切日の消印まで有効）



事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（公財）宮崎県建設技術推進機構
または宮崎県のホームページをご覧ください。<https://www.mk-suishin.or.jp>



問合せ先：（公財）宮崎県建設技術推進機構 TEL：0985-20-1830 E-mail：kenshi-1@mk-suishin.or.jp

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
 特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
 工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時
請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時
請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額
----	-------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>

E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

令和6年度 宮崎県中小企業融資制度のご案内

令和6年度融資制度のポイント

1 「経営者保証非提供促進貸付」の創設（令和6年3月15日創設）

一定の財務要件（資産超過又は減価償却前経常利益が2期連続して赤字でない）を満たす中小企業者（法人）は、経営者保証を不要とします。

2 「創業・新分野進出支援貸付（創業、再チャレンジ応援、経営者保証非提供型）」の改正

これから新たに創業する中小企業者や廃業した経験を乗り越え、再チャレンジを行おうとする中小企業者を支援する貸付で、女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、UIJTターン者、中山間地域での創業の場合、保証料を優遇します。

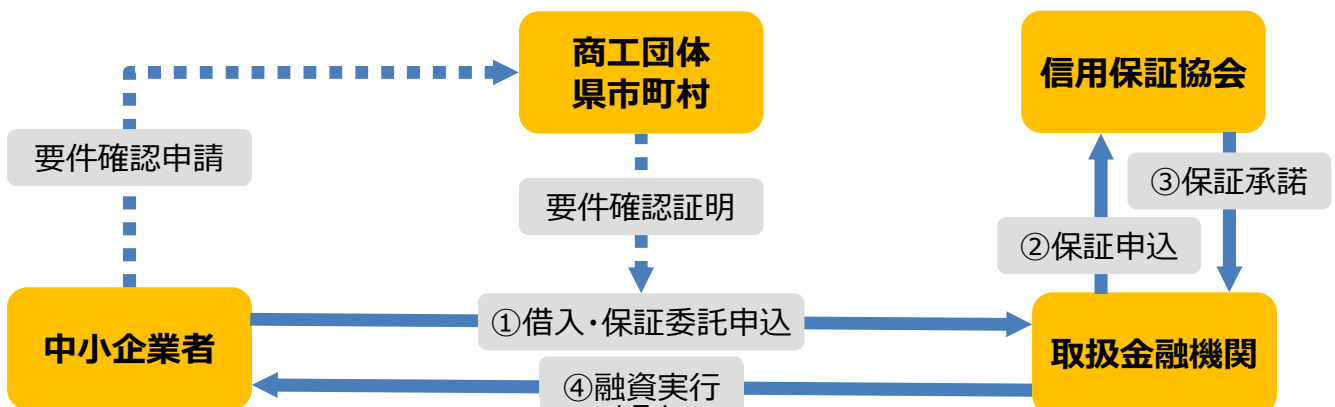
宮崎県中小企業融資制度とは？

中小企業者の活性化と経営の安定を図るため、県と県内金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会が保証を付した上で、長期・固定・低利の融資が実行される公的融資制度です。

（注1）市町村民税の納税証明書等の提出が必要です。また、貸付によっては、商工団体や県市町村による要件確認が必要です。

（注2）取扱金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

<申込みから融資までの流れ>



1 「経営者保証非提供促進貸付」の創設（令和6年3月15日創設）

一定の財務要件（資産超過又は減価償却前経常利益が2期連続して赤字でない）を満たす中小企業者（法人）で、経営者保証を不要とする事業資金又は経営安定のための資金が必要な中小企業者（法人）の資金繰りを支援します。

融資対象者	一定の財務要件を満たす中小企業者（法人）で、経営者保証を不要とする事業資金又は経営安定のための資金を必要とする中小企業者及び組合
資金使途	事業資金又は経営安定のために必要な資金
融資限度額	設備資金：5,000万円 運転資金：3,000万円
融資期間	設備資金：10年以内（据置12月以内）、運転資金 7年以内（据置12月以内）
融資利率	年0.8%以内～年2.0%以内
保証料率	年0.35%～年2.15%

2 「創業・新分野進出支援貸付（創業・再チャレンジ応援・経営者保証非提供型）」の改正

これから新たに創業する中小企業者や事業の廃止又は事業の解散（廃業等）により事業継続を断念した経験を乗り越え、再チャレンジを行おうとする中小企業者を支援するための貸付で、女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、UIJターン者、中山間地域での創業の場合、保証料を優遇します。

融資対象者	新たに事業を開始する、再チャレンジを行う、経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合
資金使途	新規開業に必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	設備資金・運転資金の合計で 3,500万円
融資期間	設備資金：10年以内（据置12月以内）、運転資金：7年以内（据置12月以内）
融資利率	年0.8%以内～年1.3%以内
保証料率	年0.4%又は年0.6% <u>（女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、UIJターン者、中山間地域での創業の場合 年0.0%又は年0.2%）</u>

3 貸付の廃止 「創業・新分野進出支援貸付（少額資金迅速融資）」の廃止

資金一覧

資金名	融資対象者	融資限度額(組合)		融資期間(据置期間)		要件 確認者		
		設備	運転	設備	運転			
創業・新分野進出資金	創業・新分野進出支援貸付	3,500万円 (3,500万円)		10年以内 (12月以内) ※プロパー融資実行又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間は36月以内	7年以内 (12月以内) ※プロパー融資実行又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間は36月以内	商工団体		
	企業立地促進貸付	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	商工団体		
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	通常の運転・設備資金を必要とする中小企業者及び組合		5,000万円 (8,000万円)	5,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-
	小規模企業経営安定貸付	2,000万円以内で運転・設備資金を必要とする小規模企業者		2,000万円 (2,000万円)		7年以内 (12月以内)	5年以内 (12月以内)	-
	事業承継貸付	① 事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を承継する個人及び中小企業者	1億円		15年以内 (24月以内)	15年以内 (24月以内)	商工団体	-
		② 事業承継に当たって経営者保証が課題となっている中小企業者			10年以内 (12月以内)	10年以内 (12月以内)	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター	-
		③ 事業承継に当たって経営者保証が課題となっている中小企業者(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターにより経営・財務状況の確認を受けた場合)			10年以内 (12月以内)	10年以内 (12月以内)	市町村 金融機関	-
	経営支援貸付	① 信用保証付融資を受けていて、借換えにより経営安定を図る中小企業者及び組合	5,000万円 (5,000万円)		10年以内 (18月以内)	10年以内 (18月以内)	-	-
		② 法的措置等により事業再生を図る中小企業者及び組合(県改札感染)	1億円 (1億円)		15年以内 (60月以内)	15年以内 (60月以内)	-	-
		③ 経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走型での支援を受ける中小企業者及び組合	1億円 (1億円)		10年以内 (60月以内)	10年以内 (60月以内)	市町村 金融機関	-
		④ 売上減少や利益率悪化等の対策を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-	県 (メディカルのみ)
	事業拡大資金	① みやざき重点産業に取り組む中小企業者及び組合(フード、メディカル、ICT、自動車・航空機、半導体)	5,000万円 (5,000万円)		10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	商工団体	-
② 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業者及び組合。		15年以内 (18月以内)			15年以内 (18月以内)	商工団体	-	
③ ゼロカーボンに向けた取組を行う中小企業者及び組合		10年以内 (18月以内)			7年以内 (12月以内)	商工団体	-	
④ 店舗、駐車場等の新増設、空店舗への移転又は商店街等の整備を行う中小企業者及び組合		10年以内 (18月以内)			7年以内 (12月以内)	商工団体	-	
⑤ 「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証、経営革新・経営力向上計画の認定、健康経営優良法人の認定等を受けた中小企業者及び組合	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	商工団体	-				
⑥ デジタル化に取り組む中小企業者及び組合	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	商工団体	-				
次世代リーディング企業等支援貸付	「次世代リーディング企業」の認定又は地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者及び組合 ※地域中核的企業及び成長期待企業を含む		1億円 (1億円)		15年以内 (18月以内)	10年以内 (18月以内)	-	
農業ビジネス進出支援貸付	商工業とともに農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人		5,000万円 (5,000万円)		10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-	
金融機関提案型資金	新たな事業展開や経営改善等に前向きな取組を行う中小企業者及び組合		金融機関所定 (金融機関所定)		金融機関所定 (金融機関所定)		-	
緊急経営対策資金	災害対策貸付	① 災害等の復旧を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)		3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村
		② 災害救助法(昭和22年法律第118号)に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合						商工団体
		③ 激甚災害(局激)に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合						-
		④ BCP(事業継続計画)に基づく施設等整備を行う中小企業者及び組合						-
	⑤ 市町村消防団協力事業所の認定を受けている中小企業者及び組合	-						
セーフティネット・危機関連貸付	中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項による認定を受けた中小企業者及び組合		5,000万円 (8,000万円)		3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村
経営者保証非提供促進貸付	経営者保証を不要とし、事業資金又は経営安定のための資金を必要とする中小企業者及び組合		5,000万円 (8,000万円)		3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (12月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村 金融機関

融資利率

資金名		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超		
創業・新分野進出支援貸付	①創業、②再チャレンジ応援、 ③経営者保証非提供型	年0.8%以内		年1.0%以内	年1.2%以内	年1.3%以内	-		
	④新分野進出	年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	-		
企業立地促進貸付		年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	金融機関所定		
経営安定貸付		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.6%以内	年1.8%以内	年2.0%以内	-		
小規模企業経営安定貸付		年0.8%以内	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	-			
事業承継貸付 ①②③		年1.0%以内			年1.2%以内	年1.3%以内	金融機関所定 (①事業承継支援のみ)		
経営支援貸付	①借換	経営安定貸付の融資利率以内					-		
	③コロナ対応借換型	SN4号	年1.2%以内					-	
		SN5号・一般	年1.4%以内 <small>(ただし責任共有対象外 (SN4号、危機関連保証等からの借換えのみの場合は1.2%)</small>					-	
②経営支援(県改サポ感染)、④売上減少等		年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	年1.5%以内 (経営支援のみ)			
みやざき成長産業育成貸付	①みやざき重点産業、 ⑤デジタル化推進	年1.0%以内					-		
	②みやざきゼロカーボン応援	年1.0%以内					金融機関所定		
	③商業振興、④働き方改革等	年1.0%以内	年1.2%以内	1.4%以内	1.5%以内	-			
次世代リーディング企業等支援貸付		年1.0%以内					金融機関所定		
農業ビジネス進出支援貸付		年1.0%以内					-		
金融機関提案型資金		金融機関所定							
災害対策貸付	①災害、②災害(特例)、 ④BCP対策、⑤消防団	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	-			
	③激甚	年0.8%以内	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.3%以内	-			
セーフティネット・危機関連貸付	1~4・6号・危機関連	年0.8%以内	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.3%以内	-			
	5・7・8号	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	-			
経営者保証非提供促進貸付	SN4号	年0.8%以内	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.3%以内	-			
	SN5号	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	-			
	一般	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.6%以内	年1.8%以内	年2.0%以内	-		

保証料率

資金名	CRD評価点(上段:法人、下段:個人)										
	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100		
	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100		
創業・新分野進出支援貸付	①創業、②再チャレンジ応援	年0.40%									
	③経営者保証非提供型	年0.60%									
	上記①~③で女性・若者・シニア・Uターン者・地域応援のいずれかに該当する場合	①②年0.00%、③年0.20%									
	④新分野進出	年1.35%	年1.20%	年1.00%	年0.80%	年0.75%	年0.65%	年0.55%	年0.40%	年0.40%	
企業立地促進貸付		年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
経営安定貸付		年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
小規模企業経営安定貸付		年1.70%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.00%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.35%	
事業承継貸付	①事業承継支援	年1.05%	年0.90%	年0.70%	年0.60%	年0.55%	年0.45%	年0.45%	年0.40%	年0.40%	
	②事業承継特別対策	年1.05%	年0.90%	年0.70%	年0.60%	年0.55%	年0.45%	年0.45%	年0.40%	年0.40%	
	③事業承継特別対策(連携)	年0.95%	年0.80%	年0.65%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.20%	年0.15%	年0.10%	
経営支援貸付	①借換	年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
	②経営支援(県改サポ感染)	年0.00%									
	③コロナ対応借換型	年0.00%									
	④売上減少等	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
みやざき成長産業育成貸付	①みやざき重点産業、 ②みやざきゼロカーボン応援、 ⑤デジタル化推進	年1.35%	年1.20%	年1.00%	年0.80%	年0.75%	年0.65%	年0.55%	年0.40%	年0.40%	
	③商業振興、④働き方改革等	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
	次世代リーディング企業等支援貸付	年0.85%	年0.70%	年0.50%	年0.40%	年0.35%	年0.25%	年0.25%	年0.20%	年0.20%	
農業ビジネス進出支援貸付		年0.60%									
金融機関提案型資金		年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
災害対策貸付	①災害、④BCP対策、⑤消防団	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
	②災害(特例)	年0.75%	年0.675%	年0.575%	年0.50%	年0.45%	年0.425%	年0.375%	年0.275%	年0.20%	
	③激甚	年0.00%									
セーフティネット・危機関連貸付	1~4・6号・危機関連	年0.35%									
	5・7・8号	年0.25%									
経営者保証非提供促進貸付	SN4号	①年0.45%、②年0.65%									
	SN5号	①年0.35%、②年0.55%									
	一般 ①の場合	年1.75%	年1.60%	年1.40%	年1.25%	年1.15%	年1.10%	年0.90%	年0.70%	年0.55%	
	一般 ②の場合	年1.95%	年1.80%	年1.60%	年1.45%	年1.35%	年1.30%	年1.10%	年0.90%	年0.75%	

※経営者保証解除型促進貸付 ①②について、

①債務超過でない かつ 減価償却前経常利益が2期連続して赤字ではない場合

②債務超過でない 又は 減価償却前経常利益が2期連続して赤字ではない場合、法人設立後2事業年度の決算が完了である場合

宮崎県中小企業融資制度 ～金融機関提案型資金のご案内～

制度の概要

金融機関提案型資金は、新たな事業展開や経営改善等に取り組む中小企業者を積極的に支援するため、金融機関が自ら提案した融資を行うとともに、多様な経営課題解決のための経営支援等を行うものです。

<特徴1> 資金の融資だけでなく、資金使途に応じた経営支援（事業計画策定支援、商談会等販路拡大支援、外部専門家派遣等）が必須となっています。

<特徴2> 金利、融資限度額、融資期間、保証要否等は、各資金ごとに異なります。

みやぎん女性専用創業応援ローン「Wのちからビジネス」（取扱金融機関:宮崎銀行）

【融資対象者】新たに事業を開始予定又は創業後おおむね5年未満で、代表が女性の法人及び女性の個人事業主

【資金使途】設備資金・運転資金

【融資限度額】1,000万円 【保証要否】不要

【融資期間】運転資金:7年以内 設備資金:10年以内

【経営支援】宮崎県産業振興機構と連携した専門的アドバイス、東京海上日動メディカルサービスが運営する女性専用健康相談サービスの利用、ビジネスマッチング、販路拡大支援等

みやぎん創業応援ローン「スタートダッシュ」（取扱金融機関:宮崎銀行）

【融資対象者】新たに事業を開始予定又は創業後おおむね5年未満の法人及び個人事業主

【資金使途】設備資金・運転資金

【融資限度額】1,000万円 【保証要否】不要

【融資期間】運転資金:7年以内 設備資金:10年以内

【経営支援】宮崎県産業振興機構と連携した専門的アドバイス、ビジネスマッチング、販路拡大支援等

みやぎきたいよう地方創生ファンド（取扱金融機関:宮崎太陽銀行）

【融資対象者】事業拡大や海外進出、新商品・新技術の開発、事業承継、雇用増加等、地方創生に資する取組を行う法人及び個人事業主

【資金使途】設備資金・運転資金

【融資限度額】1億円 【保証要否】要

【融資期間】運転資金:7年以内 設備資金:15年以内

【経営支援】事業性評価に基づく経営課題分析、ビジネスマッチング、経営改善支援等

たかしん経営サポートローン（取扱金融機関:高鍋信用金庫）

【融資対象者】事業拡大や事業承継、経営改善等に取り組む法人及び個人事業主

【資金使途】設備資金・運転資金

【融資限度額】運転資金:1,000万円 設備資金:3,000万円 【保証要否】要

【融資期間】運転資金:7年以内 設備資金:10年以内

【経営支援】事業性評価に基づく経営課題分析、事業計画策定支援、ビジネスマッチング、商談会等販路拡大、補助金申請支援、事業承継支援等

問合せ先

✓ 金融機関提案型資金の制度について：宮崎県商工政策課経営金融支援室 ☎(0985)26-7097

✓ 各資金の詳細について：各資金の取扱金融機関に直接お問い合わせください。

県

商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話 (0985)26-7097 ファクシミリ (0985)26-7337

日南県税・総務事務所 (0987)22-2714 都城県税・総務事務所 (0986)23-4518 延岡県税・総務事務所 (0982)33-2862

取扱金融機関

県内の各本支店・支社 (借入申込の窓口)

宮崎銀行	宮崎太陽銀行	西日本シティ銀行	鹿児島銀行	福岡銀行	肥後銀行
大分銀行	南日本銀行	宮崎第一信用金庫	延岡信用金庫	高鍋信用金庫	宮崎県南部信用組合
熊本県信用組合	商工組合中央金庫	みずほ銀行			

信用保証協会

保証業務部 (0985)24-8253 経営支援部 経営支援課 (0985)89-0022

商工団体

(要件確認申請の窓口)

商工会議所

宮崎商工会議所	(0985)22-2161	都城商工会議所	(0986)23-0001	延岡商工会議所	(0982)33-6666
日南商工会議所	(0987)23-2211	小林商工会議所	(0984)23-4121	日向商工会議所	(0982)52-5131
串間商工会議所	(0987)72-0254	西都商工会議所	(0983)43-2111	高鍋商工会議所	(0983)22-1333

商工会

清武町商工会	(0985)85-0173	田野町商工会	(0985)86-0133	北郷町商工会	(0987)55-3639
南郷町商工会	(0987)64-1125	宮崎市生目商工会	(0985)47-6827	佐土原町商工会	(0985)73-2567
高岡町商工会	(0985)82-0154	国富町商工会	(0985)75-2211	綾町商工会	(0985)77-0017
中郷商工会	(0986)39-0334	三股町商工会	(0986)52-2226	山之口町商工会	(0986)57-2016
高城町商工会	(0986)58-2020	荘内商工会	(0986)37-0024	山田町商工会	(0986)64-2057
高崎町商工会	(0986)62-3131	高原町商工会	(0984)42-1158	野尻町商工会	(0984)44-1221
すき商工会	(0984)48-2459	えびの市商工会	(0984)35-1544	新富町商工会	(0983)33-1231
西都市三財商工会	(0983)44-5107	西米良村商工会	(0983)36-1056	木城町商工会	(0983)32-2070
川南町商工会	(0983)27-0263	都農町商工会	(0983)25-0200	門川町商工会	(0982)63-1514
東郷町商工会	(0982)69-2075	美郷町商工会	(0982)66-2023	美郷町商工会南郷支所	(0982)59-0106
美郷町商工会北郷支所	(0982)62-5895	諸塚村商工会	(0982)65-1197	椎葉村商工会	(0982)67-2005
延岡市三北商工会	(0982)45-2278	延岡市三北商工会北川支所	(0982)46-2039	延岡市三北商工会北方支所	(0982)47-2046
高千穂町商工会	(0982)72-2350	日之影町商工会	(0982)87-2210	五ヶ瀬町商工会	(0982)82-0072

中央会

宮崎県中小企業団体中央会 (0985)24-4278

(※) 商工団体による要件確認が必要となる貸付
 ・創業・新分野進出支援貸付 ・事業承継貸付
 ・みやざき成長産業育成貸付 (みやざきゼロカーボン応援、商業振興) ・災害対策貸付 (BCP対策関連設備)

市町村

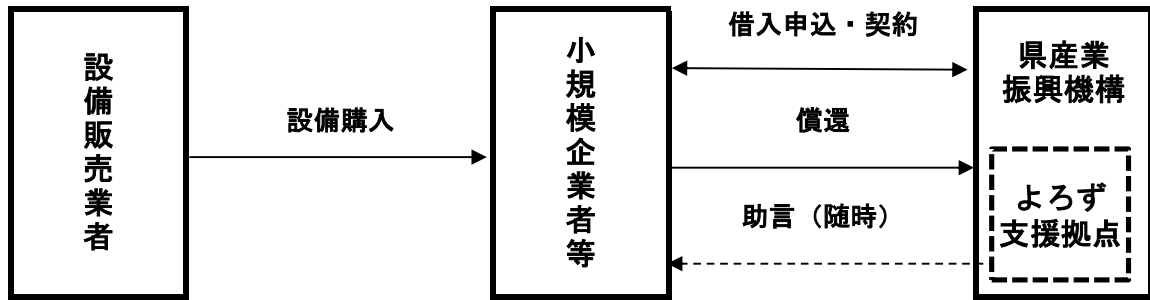
(要件確認申請、セーフティネット・危機関連認定申請の窓口)

宮崎市	産業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	まちづくり推進課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	まちづくり推進課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1212
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717

(※) 市町村による要件確認が必要となる貸付：経済変動・災害対策貸付 (災害対策 (特例))
 市町村によるセーフティネット・危機関連認定が必要な貸付：セーフティネット・危機関連貸付、経営支援・災害対策貸付 (コロナ対応借換型)

みやざき設備資金貸付制度

小規模企業者等の皆様が経営基盤の強化を図るために設備を購入される場合、その設備資金の1/2以内を無利子かつ長期で融資する制度です。



※ 「よろず支援拠点」とは、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するため機構内に設置された相談窓口です。

対象設備

- ・経営基盤の強化のために必要な設備(土地、建物等は対象外です。)
- ・原則として新品設備

対象企業

- ・小規模企業者〔従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)〕
(創業者も一定の要件を満たすことにより対象となる場合があります。)
- ・常用従業員数21名以上50名以下(商業・サービス業は6名以上50名以下)の企業者
については特定の条件を満たす場合対象となります。

貸付条件

貸付率 設備価格の1/2以内(設備本体価格+消費税)
貸付利息 **無利息**
貸付額 50万円～2,500万円



「フードビジネス分野」・「東九州メディカルバレー分野」・「自動車関連分野」・「企業成長促進プラットフォームによる認定を受けた成長期待企業(次世代リーディング企業)(※)」関連等で、特定の場合は貸付限度額を3,000万円まで増額

(※)成長期待企業(次世代リーディング企業)と取引があり、その成長期待企業の事業拡大に伴い設備投資を行う場合を含む

貸付期間 半年据置を含む7年以内
返済方法 口座振替
連帯保証人 原則として1人(法人の場合は代表者を含む)で、次の条件を満たす方
・県内に居住していること
・保証能力をもっていること
担 保 不動産担保(原則として既存貸付を含め貸付額500万円以上)
※ その他機構が必要とする場合。

- 当該制度の利用者は、「宮崎県産業振興機構」及び「よろず支援拠点」の専門的な知識・ノウハウなどを活用した経営支援を受けることができます。
- 上記内容は制度の概要です。詳しくはお問い合わせください。
- 融資にあたっては、金融上の審査があります。
- 詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

公益財団法人宮崎県産業振興機構 産業振興課
TEL 0985-74-3850 FAX 0985-74-3950
E-mail:info-21@i-port.or.jp

※ 前ページまでの宮崎県中小企業融資制度については、県商工政策課経営金融支援室(電話0985-26-7097)にお問い合わせください。

7 解体工事業、浄化槽工事業の登録

7_1 解体工事業の登録

1 解体工事業を営むには登録が必要です

- ・ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、**解体工事業を業として営む場合、解体工事業を営む都道府県ごとに登録が必要です。**

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、解体工事の3業種のいずれか）を有している場合は、登録は必要ありません。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録のための要件

解体工事業の登録を受けるためには、技術管理者を選任すること、登録拒否事由に該当しないことが必要になります。

技術管理者の要件

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理を行う者です。技術管理者になるためには、下記のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

なお、技術管理者は登録の際に、複数名登録できます。

A 次のいずれかに該当する者

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者

B 次のいずれかの資格を有する者

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る）
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る）
- ・ 1級建築士
- ・ 2級建築士
- ・ 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者
- ・ 2級のとび若しくはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る）

C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習(※)を受講した者

※登録講習実施機関：公益社団法人全国解体工事業団体連合会

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者

D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者（解体工事施工技士）

E 国土交通大臣が上記のA～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

登録拒否事由

次に該当する場合には、登録を受けることはできません。

- 1 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
- 2 解体工事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- 3 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分の日から2年を経過していない者
- 4 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（下記9において「暴力団員等」という）
- 6 解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
- 7 解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～6のいずれかに該当するとき
- 8 法第31条に規定する者（技術管理者）を選任していない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。なお、新規の登録年月日が令和6年5月1日の場合、登録有効期間期限は令和11年4月30日となります。

更新の申請は、有効期間満了日の30日前までに行う必要があるため、令和11年3月31日が更新申請の提出期限になります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

4 登録の手続き

解体工事業の登録には以下の書類の提出が必要です。(○：必要、－：不要)

※ 申請書受付後、通知文を発送するまでに30日程度要します。

※ 更新申請についても提出する書類は同じです。(登録手数料のみ異なります)

	法人	個人
(1) 登録申請書(様式第1号) ※ 裏面あり	○	○
(2) 誓約書(様式第2号) ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 選任した技術管理者(*1)が資格を有していることを示す書類(資格者証等) <u>※ 実務経験証明書(様式第3号)は実務経験が必要な場合のみ提出</u>	○	○
(4) 工事業登録申請者(*1)の調書(様式第4号) ・ 法人の場合 → <u>法人自体及び役員等(*2)全員分</u> ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	－

*1: 登録申請者(法人の場合は役員全員分)及び技術管理者について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

*2: 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

5 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙を様式第1号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000円 ・更新申請：26,000円

6 提出物及び提出方法

- 提出物一覧

解体工事業登録申請書一式	正本1部、副本1部(正本のコピーで可) 申請書類に関しては、「4 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「5 登録手数料」参照
返信用封筒(A4用紙が入るサイズ)	切手を貼り、返送先を記載したもの

- 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

- 提出方法：郵送または持参により提出してください。

7_2 浄化槽工事業の登録

1 浄化槽工事業を営むには登録が必要です

- ・ 500万円以上の建設工事を請け負う場合は、建設業法に基づき、建設業の許可を受ける必要がありますが、浄化槽法においては、浄化槽工事を請け負う場合、建設業の許可が必要ない500万円未満の工事であっても、浄化槽工事業を営む都道府県ごとに、登録が必要となっています。

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、管工事の3業種のいずれか）を有している方が浄化槽工事業を営む場合は浄化槽工事業登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要です。

※ 無登録業者に浄化槽設置を発注しないように注意してください。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。

なお、新規の登録年月日が令和6年4月1日の場合、登録有効期間期限は令和11年4月1日となります。（注意：登録有効期間は、登録年月日の1日後（4月2日）から起算）

更新の申請は、有効期間満了日の30日前までに行う必要があるため、令和11年2月28日が更新申請の提出期限になります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

3 登録の手続き

浄化槽工事業の登録には次の書類の提出が必要です。（○：必要、－：不要）

※更新申請についても提出する書類は同じです。（登録手数料のみ異なります）

	法人	個人
(1) 登録申請書（様式第1号） ※裏面あり	○	○
(2) 誓約書（様式第2号） ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分（*1）	○	○
(4) 工事業登録申請者（*1）の調書（様式第3号） ・ 法人の場合 → <u>役員等(*2)全員分</u> ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 浄化槽設備士の調書（様式第4号） ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	－

*1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票が

ある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 2 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

* (4)、(5)は、工事業登録申請者と浄化槽設備士が同一人物であっても、それぞれ提出が必要になります。

4 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙は様式第1号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000円 ・更新申請：26,000円

5 変更届

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を届け出て下さい。

なお、変更届（様式第7号）提出の際には、次の添付書類が必要です。

変更する登録事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登記事項証明書（法人）
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書
役員の氏名（法人）	登記事項証明書 新たに役員となる者がある場合には誓約書及び当該役員の調書
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

* 1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 個人事業主が法人成りする場合、商号・名称の変更ではなく、新規の登録が必要です。

6 提出物及び提出方法

・提出物一覧

浄化槽工事業登録申請書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可） 申請書類に関しては、「3 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「4 登録手数料」参照
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

・提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

・提出方法：郵送または持参により提出してください。

※ 「5 変更届」の提出先・提出方法も同様です。変更届と必要な添付書類及び返信用封筒を提出してください。

7_3 特例浄化槽工事業の届出

建設業許可のうち、土木一式・建築一式・管工事のいずれかの許可を有しており、浄化槽工事業を行う場合は、浄化槽工事業の登録は不要ですが、**浄化槽工事業を営む都道府県ごとに特例浄化槽工事業の届出が必要です。**なお、手数料は不要です。

1 届出

浄化槽工事業を営もうとする方は、次の書類が必要となります。(○：必要)

	法人	個人
(1) 特例浄化槽工事業届出書(様式第11号) ※裏面あり	○	○
(2) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(4) 浄化槽設備士(*)の調書(様式第4号) ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

2 変更届

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更届出書(様式第12号)を提出してください。変更届出書に加えて、次の書類が必要となります。(○：必要)

変更する届出事項	添付書類	法人	個人
代表者の氏名、住所(法人) 名称、住所(個人)	なし	○	○
建設業許可番号、許可年月日、許可業種	建設業許可通知書の写し又は 許可証明書	○	○
営業所の名称及び所在地	なし	○	○
浄化槽設備士(*)の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	・浄化槽設備士免状の写し又は 浄化槽設備士証の写し ・浄化槽設備士の調書 (様式第4号)	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

3 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可(土木一式・建築一式・管工事のいずれか)を有している期間です。

※ 建設業許可の更新後に引き続き浄化槽工事を請け負う場合は、変更届（様式第12号）及び更新後の建設業許可通知書を提出する必要があります。変更届を提出しない場合、浄化槽工事を請け負うことができませんのでご注意ください。

4 手数料

手数料は不要です。

5 提出物及び提出方法

- 提出物一覧

【届出】 特例浄化槽工事業届出書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可）
【変更】 変更届出（様式第12号）	必要書類は、「1. 届出の手続き」参照
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

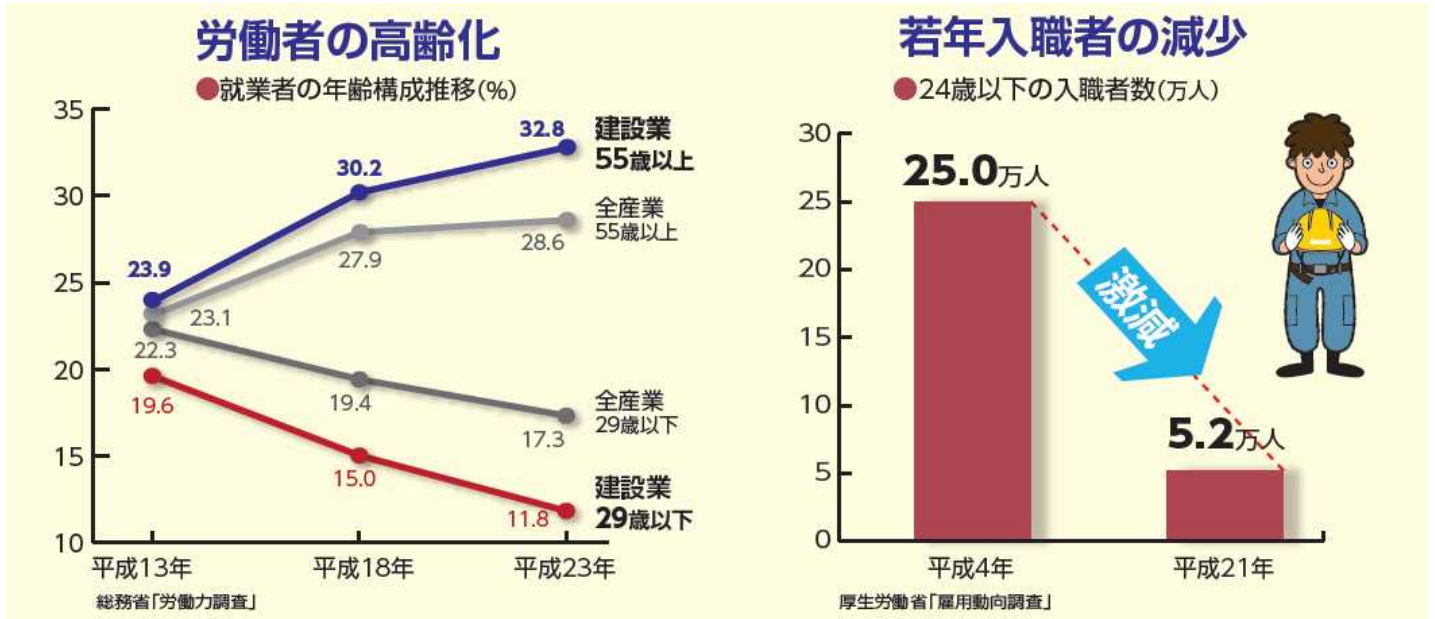
- 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 提出方法：郵送または持参により提出してください。

8 社会保険の加入の徹底

(施工体制台帳等の作成例を含む)

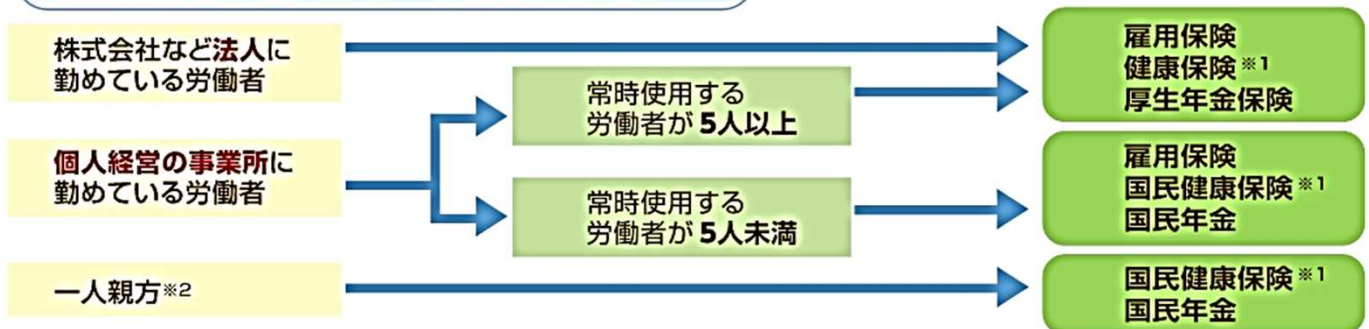
8_1 「みんなで取り組む」建設業の保険加入 社会保険や労働保険への加入を徹底しましょう。

建設業では、若い人材がどんどん減っています。



保険加入義務があるかを確認しましょう。

建設労働者が加入すべき社会保険等は？



※1：適法に国民健康保険組合（建設国保や全国土木建築国保等）に加入している場合は、健康保険（協会けんぽ）に入り直す必要はありません。
 ※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させて下さい。

保険未加入の状態が続くと・・・

元請から加入指導が行われます。

協力会社の審査時、下請契約時などに加入状況を確認され、加入指導を受けます。

行政から指導を受けます。

国や都道府県から、建設業の許可・更新時、経営事項審査（経審）時、そして事業所への立入検査時に加入指導を受けます。

●遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請に選定すべきでないとされています。（許可業者は100%加入へ）

（許可業者は100%加入へ）

●労働者についても、遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない場合、現場入場を認めるべきでないとされています。

●社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によっては建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」

建設労働者の保険加入に必要な 社会保険料(法定福利費)を確保しましょう。

法定福利費の確保は、保険加入の大前提です！

✓ 発注者から法定福利費を確保し、下請に適正に支払う必要があります。

発注者に対しては…



下請労働者の法定福利費を含む金額の見積書を作成・提出して、法定福利費が確保された契約を結ぶよう、発注者に要請しましょう。

法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」とされています。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3 (不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

国から、発注者団体に、法定福利費を見込んだ額で契約するよう通知されています。

(国土交通省から元請団体等あての通知:平成24年9月13日,<http://www.mlit.go.jp/common/000229422.pdf>)

公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

下請企業に対しては…

見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう依頼しましょう。

★元請側が見積依頼の様式や見積条件を決めている場合は、これらを改正し、下請見積書に法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、法定福利費を圧迫しないようにしましょう。

元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」;平成24年7月)



8_2 施工体制台帳等の作成例

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日
				年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者名 及び 住所				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐 名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の 状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業

住 所 _____

元請名称・ 事業者 ID	
-----------------	--

会社名・
事業者 ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容								
工 期	自	年	月	日	注文者との 契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の様 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の様 況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の様 況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID				代表者名				
住所 電話番号								
工事名称 及 工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

作業員名簿

(年 月 日 作成)

事業所の名称
・ 現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に掲載することについて、発着者本人は同意しています。

一次会社名
・ 事業者ID

(次) 会社名
・ 事業者ID

元請 種別欄	
提出日	年 月 日

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険		建設退職金 共済制度	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	教育・資格・免許		入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	雇用保険	技能講習	免許				受入教育 実施年月日	実施年月日		
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日								年 月 日	年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。
 (男) ……現場代理人 (作) ……作業主任者 (注) 2. (女) ……女性作業員 (実) ……18歳未満の作業員
 (生) ……主任技術者 (健) ……職 長 (安) ……安全衛生責任者 (能) ……能力向上教育 (再) ……危険有害業務・再発防止教育
 (外) ……外国人技能実習生 (外) ……外国人建設健康労働者 (特) ……1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を有するので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならぬ。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース職種等の運転者は一括でもよい。
 (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
 (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国民健康保険)を記載し上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
 (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注) 10. 建設工事に関する知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
 (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

お問合せ先一覧

※電子入札システムに関することは、「宮崎県公共事業情報サービス」をご覧ください
<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>

	相談内容	担当部署	住 所	電話番号	FAX番号
県	建設業許可 経営事項審査 に関すること 入札参加資格審査 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録	県土整備部管理課 建設業審査担当	〒880-8501 宮崎市 橋通東2-10-1 (宮崎県防災庁舎9階)	0985-26-7176	0985-26-7312
	各種支援制度に関すること	県土整備部管理課 建設業振興担当		0985-26-7169	
	入札制度 総合評価 に関すること 電子入札システム(※)	県土整備部技術企画課 入札・技術評価担当		0985-26-7179	0985-26-7313
	営繕課発注工事 に関すること	県土整備部営繕課	〒880-8501 宮崎市 橋通東2-10-1 (宮崎県防災庁舎8階)	0985-26-7197	0985-32-4463
	各事務所発注工事 に関すること 建設業許可証明 (建設業関係書類受付窓口)	宮崎土木事務所 総務課総務担当	〒880-0805 宮崎市 橋通東1-9-10	0985-26-7285	0985-26-7320
		日南土木事務所 総務課総務担当	〒887-0031 日南市 戸高1-12-1	0987-23-4661	0987-23-7326
		串間土木事務所 総務課総務担当	〒888-0001 串間市 大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582
		都城土木事務所 総務課総務担当	〒885-0024 都城市 北原町24-21	0986-23-4512	0986-24-3755
		小林土木事務所 総務課総務担当	〒886-0004 小林市 細野367-2	0984-23-5165	0984-23-7897
		高岡土木事務所 総務課総務担当	〒880-2221 宮崎市 高岡町内山3100	0985-82-1155	0985-82-3235
西都土木事務所 総務課総務担当		〒881-0005 西都市 大字三宅下鶴9451	0983-43-2221	0983-42-1040	
高鍋土木事務所 総務課総務担当		〒884-0002 児湯郡高鍋町 大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983-23-0001	0983-23-1381	
日向土木事務所 総務課総務担当		〒883-0046 日向市 中町2-14	0982-52-4171	0982-53-5687	
延岡土木事務所 総務課総務担当		〒882-0872 延岡市 愛宕町2-15	0982-21-6143	0982-21-8032	
西臼杵支庁 総務課会計担当	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町 大字三田井22	0982-72-2181	0982-72-3760		
国	大臣許可業者 に関すること	九州地方整備局 建設部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅 東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館	(代表) 092-471-6331	092-476-3511

<アンケート調査>

外国人材の活用状況について、以下 URL または右の QR コードからアンケートの御協力をお願いします。

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/R1XKONVC>



- ※ 令和6年8月31日まで受け付けております。
- ※ 建設業者研修会の開催案内ハガキに記載のあるアンケートと同じ内容です。
回答済の建設業者様におかれては、御協力いただきありがとうございました。

